

放射線測定設備の性能検査申請書

関原発 第 630 号

2020年 3月23日

原子力規制委員会 殿

住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号

氏名 関西電力株式会社

取締役社長 森本 孝

原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により、次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		名 称：関西電力株式会社 高浜発電所 所在地：福井県大飯郡高浜町田ノ浦1
原子力事業所内の 放射線測定設備	検査対象	3式（野外モニタ中央監視盤（1，2号機）の更新）
	その概要	別紙のとおり

放射線測定設備の設置場所、概要及び検査範囲

1. モニタリングステーション（モニタステーション）

- (1) 測定対象：空気吸収線量率
- (2) 設置場所：発電所周辺監視区域境界付近※¹
- (3) 検出器：NaI(Tl)シンチレーション、電離箱
- (4) 測定範囲：NaI(Tl)シンチレーション

$10^1\text{nGy/h} \sim 10^4\text{nGy/h}$

電離箱

$10^2\text{nGy/h} \sim 10^8\text{nGy/h}$

(中央制御室 野外モニタ中央監視盤指示計

低線量率 $10^1 \sim 10^4\text{nGy/h}$

高線量率 $10^2 \sim 10^8\text{nGy/h}$

中央制御室 野外モニタ中央監視盤記録計

低線量率 $10^1 \sim 10^4\text{nGy/h}$

高線量率 $10^2 \sim 10^8\text{nGy/h}$)

- (5) 警報設定：可変
- (6) 測定方法：指示、記録及び警報
- (7) 取付個数：1式

2. モニタリングポスト（No.2 モニタポスト、No.5 モニタポスト）

- (1) 測定対象：空気吸収線量率
- (2) 設置場所：発電所取水口付近※¹、発電所3,4号炉放水口付近※¹
- (3) 検出器：NaI(Tl)シンチレーション、電離箱
- (4) 測定範囲：NaI(Tl)シンチレーション

$10^1\text{nGy/h} \sim 10^4\text{nGy/h}$

電離箱

$10^2\text{nGy/h} \sim 10^8\text{nGy/h}$

(中央制御室 野外モニタ中央監視盤指示計

低線量率 $10^1 \sim 10^4\text{nGy/h}$

高線量率 $10^2 \sim 10^8\text{nGy/h}$

中央制御室 野外モニタ中央監視盤記録計

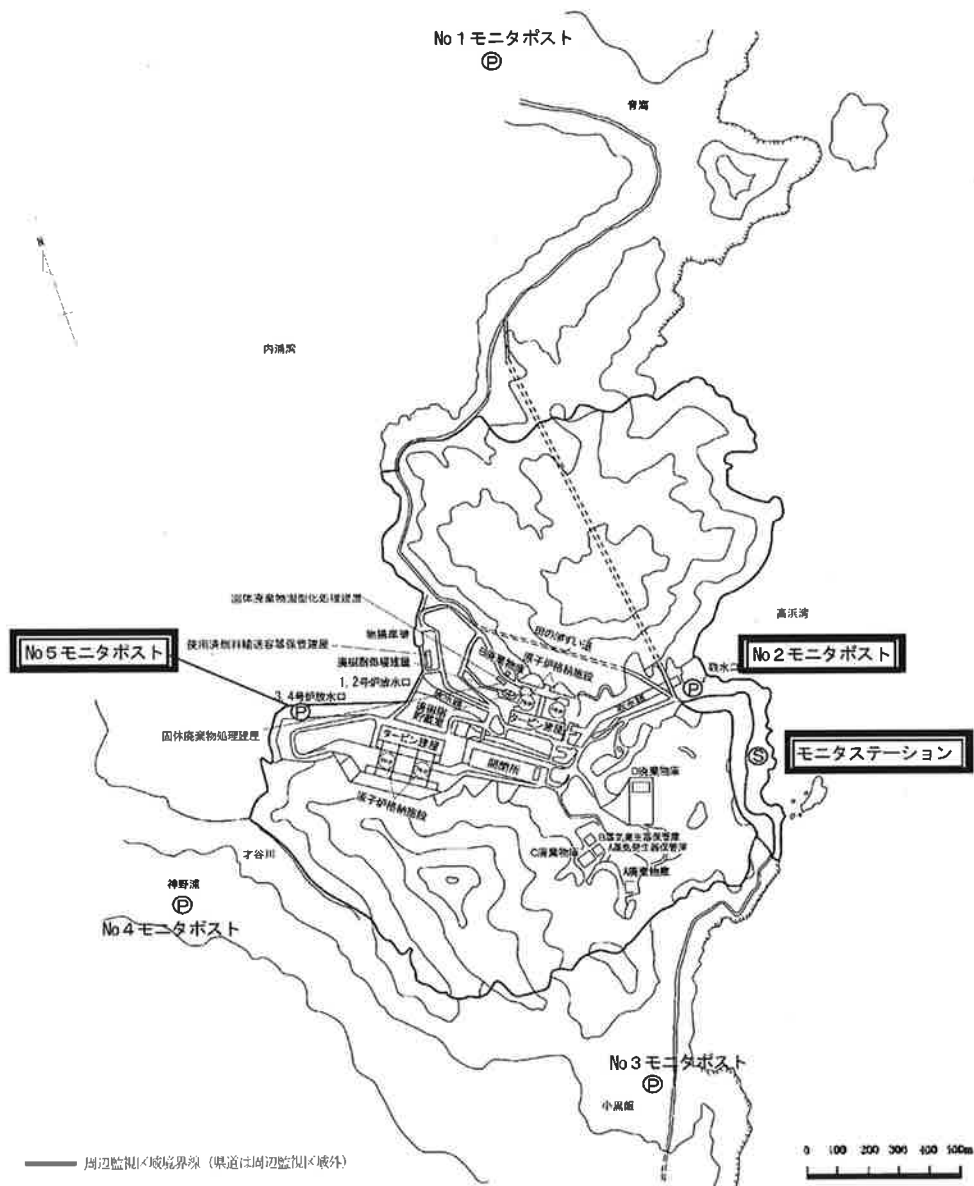
低線量率 $10^1 \sim 10^4\text{nGy/h}$

高線量率 $10^2 \sim 10^8\text{nGy/h}$)

- (5) 警報設定：可変
- (6) 測定方法：指示、記録及び警報
- (7) 取付個数：2式

※1 放射線測定設備の設置場所については、別図参照。

モニタリングポストおよびモニタリングステーション配置図



☐ 原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備

☐ 検査対象設備